

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十八年十一月十五日

指令川建セ第二八〇〇二二一号

二 検査済証番号

平成二十八年十二月十五日

川建セ第二八〇〇五一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町むさし台二丁目一番一、一番二、一番三、一番十八、一番十九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県吉川市吉川一丁目二十九番地二十三

松田 千春